

大丈夫ですか？ 貯水槽の管理

ビルやマンションなどに設置されている貯水槽は、企業団ではなく、貯水槽の設置者が管理しなければなりません。

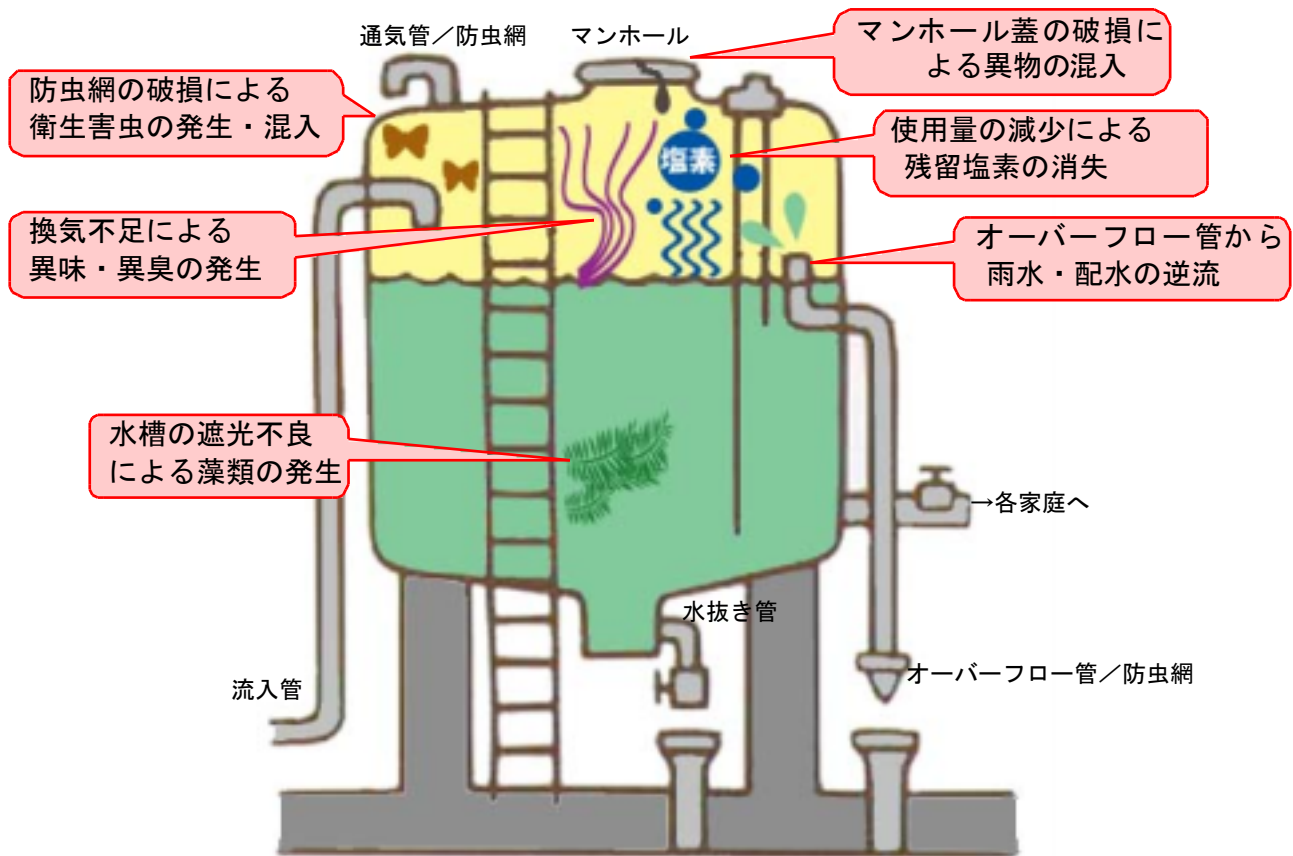
貯水槽の管理が不十分だと、中の水が汚染されるおそれがあります。

汚染による利用者の健康被害を防ぐため、適正な管理に努めてください。

貯水槽で起こりやすいトラブル

貯水槽の設計の不備や施工不良、管理の不備によって様々なトラブルが起こります。

このようなトラブルを防ぐため、定期的に水質検査や設備の点検を行ってください。



トラブルを防ぐため企業団は、

貯水槽水道の利用者に対し、管理等に関する情報を提供します。

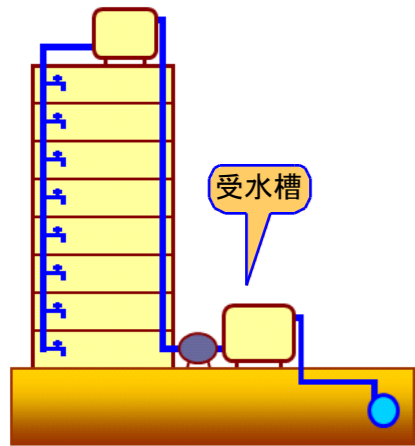


必要な場合は貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言、勧告を行います。

貯水槽水道の計画的な管理

受水槽の大きさによって管理の仕方が変わります。

大きい場合 . . . →



小さい場合 . . . →

受水槽の容量が10立方メートル超

簡易専用 水道

水道法に基づいた管理が義務付けられています。

年1回の定期検査を行わないなどの違反があった場合は、罰則が適用されます。

管理基準

- ① 受水槽や高置水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行う。
- ② 水槽の状態や点検孔の施錠など施設の点検を行って、有害物や汚水の流入による汚染がないよう不備な点があれば速やかに改善する。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、におい、味などに異常があれば必要な水質検査を行う。
- ④ 供給している水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者（利用者や企業団）に周知させる。

1年以内ごとに1回、管理状況の検査を、厚生労働大臣登録検査機関で受けてください。清掃および検査の結果は企業団へ届け出てください。

施設の外觀検査 水槽の周辺や内部等の施設の検査
水質検査 臭気、味、色、濁り、残留塩素の有無等
書類検査 水槽の管理記録等書類の整理保存の状況

受水槽の容量が10立方メートル以下

小規模 貯水槽水道

滋賀県飲用井戸等衛生対策要領および長浜水道企業団水道条例施行規則に基づいて、簡易専用水道に準じた管理を行うよう努めてください。

管理基準

- ① 受水槽や高置水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行う。
- ② 水槽の状態や点検孔の施錠など施設の点検を行って、有害物や汚水の流入による汚染がないよう不備な点があれば速やかに改善する。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、におい、味などに異常があれば必要な水質検査を行う。
- ④ 供給している水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者（利用者や企業団）に周知させる。

1年以内ごとに1回、水質検査を行い、検査結果を企業団に提出してください。また、清掃の結果を企業団へ届け出てください。

検査項目 臭気、味、色、濁り、残留塩素の有無等

日頃から点検・検査を！

水槽周辺の清潔
水槽の水漏れ、
外壁の損傷
サビ・腐食の有無

給水設備の機能
(地震、凍結、大雨の後)

オーバーフロー管と
通気管の防虫網の状態

オーバーフロー管
からの出水の有無

ボールタップ、満減水警報装置、
揚水ポンプなど付属機器の機能

水槽のマンホール蓋の
状態、施錠の確認

末端の蛇口から透明な
ガラスコップに水をと
り、黒色の紙を用いて
濁りがないか観察

同様に白色の
紙を用いて色が
ないか観察

水を口に含み味や
においがいいか確認
(塩素臭は除く。)

点検・検査の結果は
帳簿に記録します

清掃や水質検査、定期検査の費用は設置者の負担です。

受水槽を通さずに増圧設備を取り付けて直接給水する場合は、検査が不要になります。新築や改修時に直結給水の導入を検討してください。なお、費用は設置者の負担です。

貯水槽水道の設置者への指導は、企業団だけでなく保健所や市役所と連携をとります。

小規模貯水槽水道は長浜保健所、長浜市内の簡易専用水道は長浜市上下水道課、米原市内の簡易専用水道は米原市上下水道課が対応します。

貯水槽水道が設置されている建築物の名称、設置場所、所有者等に変更や誤りがございましたら、電話（0749-62-4101）またはFAX（0749-63-6819）でお知らせください。

担当：長浜水道企業団工務課